

会 議 録

平成21年度 第3回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成22年1月21日 13時30分

開催場所 和光市役所 庁議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時40分

出席委員

事務局

鈴木 栄子	保健福祉部長	田中 義久
竹村 幸子	保健福祉部次長兼長寿あんしん課長	星野 賢
柳下 すゞ子	総務部次長兼収納課長	村山 義行
鈴木 正敏	総務部課税課長	大野 孝治
和田 百合子	健康支援課長	石川 信夫
冨澤 嘉子	健康支援課主幹兼課長補佐	市川 浩
金子 正義	健康支援課国保年金担当統括主査	武田 珠美
益子 絹恵	健康支援課国保年金担当主任	渡部 剛
小田原 紀慧子		
鈴得 敏明		
山崎 操		

(11人)

欠席委員

牛島 康榮
勝海 東一郎
菅野 隆
柳下 晃次

(4人)

備考

会議録作成者氏名

武田 珠 美

発言者	会 議 内 容
市川主幹	<p>ただいまより第3回和光市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、田中保健福祉部長からごあいさつを申し上げます。</p>
田中部長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>初めに、先般の第2回運営協議会におきまして、平成21年度国民健康保険補正予算についてご審議をいただいたところでございます。その中でご説明申し上げたところですが、当特別会計補正予算において、計上誤りがありましたことから、国民健康保険特別会計の運営に重大な支障を生じさせるとともに、一般会計の運営にもその影響を与えてしまう機会となりましたことを深く反省するとともに、改めて心よりおわび申し上げます。</p> <p>今後、このような誤りを起こすことのないよう、職員一人一人がみずからの職務の意義を深く認識し、適正な事務の執行に努めるとともに、組織として事務の執行過程におけるチェック体制のあり方を再確認して、整備してまいります。</p> <p>さて、本日は当市の国民健康保険の財政の現状をご確認いただき、国保税の賦課限度額の見直しについてご審議をお願いするものでございます。</p> <p>また、平成22年度におきましては、国保税の税率等を含めた総合的な見直しについてご審議をいただき、当市の国保財政の健全化に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
市川主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長より協議会を開会していただきたいと思います。</p> <p>会長、よろしく申し上げます。</p>
金子会長	<p>ただいまから平成21年度第3回和光市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>既に配付してございます諮問書の写しのとおり、平成22年度和光市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについての諮問書につき</p>

発言者	会 議 内 容
武田総括主査	<p>ましては、市長から既に提出されております。</p> <p>ここでちょっとお断りをしておきたいのですが、「平成22年度」と書かれていますが、これを削除していただきたいと思います。22年度はまだ限度額が決まっていませんので、21年度ということで諮問書の「22年度」を削除させていただきます。「和光市国民健康保険税の賦課限度額の見直し」にご訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。</p> <p>事務局より報告いたします。</p> <p>本日は15名中11名の委員の出席となっておりますので、過半数を超えております。</p>
金子会長	<p>事務局から報告がありましたように、出席委員は過半数を超えておりますので、会議は成立しております。</p> <p>議事に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>柳下すゞ子委員さん、山崎操委員さん、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、協議会の議事録につきまして、確認していただきたいことがございますので、事務局より説明を願います。</p>
武田総括主査	<p>事務局より議事録の作成について説明いたします。</p> <p>協議会の議事録は公開することになりますので、各委員の質問、発言については、委員名を明記して議事録が作成されますので、ご了承いただきたいと思います。</p>
金子会長	<p>それでは、諮問がありました事項について審議をしていきたいと思っております。</p> <p>なお、時間の関係から、質問及び答弁については簡潔明瞭にお願いいたします。</p> <p>それでは、審議事項、和光市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて、事務局より説明願います。</p>
石川課長	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>A4版の国民健康保険運営協議会審議事項という資料をごらんください。</p> <p>先ほど会長のほうからお話ございましたように、「平成22年</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>度和光市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」となっておりますが、「平成22年度」の削除をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、1 改正内容についてご説明させていただきます。</p> <p>(1) 賦課限度額の改正でございます。</p> <p>現行で申しますと、医療分41万円、支援分は11万円、介護分7万円、合計59万円というのが現行の賦課限度額となっております。改正後につきましては、医療分が47万円、支援分が12万円、介護分10万円、合計69万円となります。</p> <p>増減といたしまして、医療分は6万円の増、支援分は1万円の増、介護分は3万円の増、合計といたしまして10万円の増となります。</p> <p>また、平成22年度は、法律改正の予定があり、法定額は医療分が50万円、支援分が13万円、介護分が10万円、合計で73万円、これが国の限度額改正になります。</p> <p>(2) といたしまして、改正理由でございます。</p> <p>国民健康保険における財政収支は、実質的に毎年度多額の赤字が生じており、厳しい状況にあります。よって、支出に見合った税収を確保するため、税率・税額等の見直しを行う必要があり、平成23年度課税分より適用することを目指し、検討していきたいと考えております。</p> <p>これに先立ちまして、賦課限度額につきまして、法定額が近年引き上げられていったにもかかわらず、当市では改正してなかったことから、現在の法定額に合わせるよう改正をするものです。</p> <p>詳細については、また別添資料1で後ほど説明させていただきます。</p> <p>(3) 調定額における効果額。</p> <p>調定額と申しますのは、課税額ということでございます。調定額における効果額は、現行では医療分は13億4,957万1,200円ですが、改正後は13億8,226万9,800円で3,269万8,600円の増となります。</p> <p>支援分は、現行が3億183万2,700円、改正後は3億613万6,900円で増減は430万4,200円の増となります。</p> <p>介護分におきましては、現行が7,810万2,400円、改正後は8,216万1,100円で、405万8,700円の増となります。</p> <p>合計といたしまして、現行では17億2,950万6,300円で、改正後は17億7,056万7,800円、差し引き4,106万1,500円の増となる予定です。</p> <p>なお、この数値につきましては、平成22年1月12日現在にお</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>ける被保険者、所得、資産等により算出しております。</p> <p>裏面をごらんいただきたいと思います。</p> <p>(4) 限度額超過世帯数でございます。</p> <p>医療分では現行が613世帯で、改正後は480世帯になる予定です。増減としては133世帯の減、支援分につきましては、現行が473世帯、改正後は394世帯で79世帯が減となります。</p> <p>介護分におきましては、現行は184世帯、改正後は104世帯、差し引き増減で80世帯の減となるものです。</p> <p>なお、医療分、支援分、介護分におきまして、重複している世帯もありますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>2といたしまして、改正時期は平成22年4月1日施行を予定しています。今後の予定については、別添資料のもとで説明させていただきます。</p> <p>すみませんが、傍聴人がおられますということをご了承したいと思っておりますので、ご承知願いたいと思っております。</p>
石川課長	<p>次に「国民健康保険の現状と課題」についてご説明をさせていただきます。</p> <p>初めに、国民健康保険制度を取り巻く環境は近年極めて流動的であります。また、その財政運営につきましては、加速する高齢化、医療費の増大、低迷する収納率などの影響を受け、全国的に非常に厳しいのが現状です。</p> <p>このような状況のもと、当市の国民健康保険においては平成21年12月に補正予算を編成し、一般会計からの法定外繰入金が約8億1,000万円となりました。</p> <p>本来、国民健康保険は特別会計で運営されていることから、支出に見合った財源を独自に確保することが原則となります。しかし現在、当市の国民健康保険における財政状況は、税収を初めとする収入では必要な保険給付費などの支払いができない実質的な赤字の状態となっております。</p> <p>ここでは、当市の国民健康保険の財政状況を再確認しながら分析し、今後どのような対策を検討する必要があるのかを考察していきたいと思っております。</p> <p>次のページの1番、被保険者数の推移でございます。</p> <p>当市の人口の推移につきましては、下のグラフのとおりですが、国の人口が減少傾向にあるにもかかわらず増加しており、平成12年度末6万8,236人だった人口は、平成21年12月1日現在</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>7万7,659人となり、この間約14%増加しました。</p> <p>一方、被保険者数につきましては、まず総数について、平成18年度まで増加しておりましたが、平成20年度に約3,200人減少しました。これは平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、75歳以上の老人保健制度対象者が国民健康保険から移行したことが原因となっています。</p> <p>そこで、次に老人保健制度対象者以外の一般及び退職区分の被保険者数の推移を見てみますと、近年横ばいではありますが、平成12年度と比較すると現在まで増加傾向にあることがわかります。被保険者数は、人口に占める被保険者数(老人保健制度対象者を除く。)の割合がほぼ一定であることから、人口増を主な要因としていることがわかります。</p> <p>これらのことから、今後についても、人口の増加を理由に被保険者数は増加していくことが予測されます。また、近年の経済・社会情勢の低迷による離職者の増加も考えられ、より一層被保険者数は増加していくものと予測されます。</p> <p>2といたしまして、歳入の状況でございます。</p> <p>国民健康保険は特別会計を編成しており、その歳入(収入)は、国民健康保険税による税込、国や県からの支出金、診療報酬支払基金からの交付金、市の一般会計からの繰入金などにより構成されています。</p> <p>下のグラフのとおり、歳入総額は増加しており、平成21年度については約61億円となりました。なお、歳入総額が平成20年度は減少していますが、後期高齢者医療制度が創設された影響となっており、歳出についても同様です。</p> <p>歳入の内訳を見ますと、税込については平成20年度に減少していますが、後期高齢者医療制度が創設された影響となります。次に、国・県支出金については、医療費に係る保険者負担金に対する定率に補助される負担金の占める割合が大きく、医療費の増加とともに支出金も増加しております。また、その他交付金等が増加していますが、これは前期高齢者医療に対する交付金や高額医療費共同事業に対する交付金などであり、制度改正等を要因に増加したものです。また、一般会計からの繰入金が増加していることもわかります。</p> <p>さらに、税込と繰入金について、歳入総額に対する割合を見てみますと、税込の割合が減少しているのに対し、繰入金の割合が増加していることがわかります。歳入は歳出(支出)を賄うために必要な金額・財源を確保しなければならないものであり、歳入総額が増加していることは歳出総額が増加していることを示すものです。よ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>って、この間、歳出総額が増加しているにもかかわらず、財源としての税収は増加していないことがわかります。一方、繰入金につきましては、歳入総額に占める割合が約2倍となり、歳出総額の増加分に対する財源としての役割を果たしています。</p> <p>次に、3、法定外繰入金でございます。</p> <p>国民健康保険は、一般的に中・高齢者を多く抱えることから医療費が多額となること、離職した者や無職である者が多く加わることから取得が少ない者が多くなることなどの構造的な問題により、財政状況は厳しくなります。このため、国や県からの補助等を受けるとともに、市の一般会計から税の軽減分や事務費などの一部を国民健康保険特別会計に繰り入れることで支援する制度があり、これが繰入金と呼ばれるものです。近年、この繰入金が増額している状況については、前述のとおりです。</p> <p>この繰入金の中には、歳出に対する歳入の財源不足を補うことを目的としたいわゆる法定外繰入金と呼ばれるものがあり、毎年度非常に大きな額となっています。詳細を見てもみますと、下のグラフのとおり、平成12年度に約1億3,000万円だった金額は、近年は4億円から4億5,000万円で推移し、平成21年度には約8億1,000万円となりました。</p> <p>一般会計からの法定外繰入金につきましては、国民健康保険財政を支える上でやむを得ないものであると判断されていますが、この金額が多額になると、制度上、好ましいものではありません。</p> <p>次に、市の一般会計歳出総額に占める法定外繰入金の割合を見ますと、平成12年度、13年度と比較して増加しており、特に平成21年度は約3.7%とその割合が大きくなっています。このことは、市税収入の低迷などにより財政が圧迫され、一般会計にとっては、非常に大きな負担となっていることを示しています。</p> <p>この法定外繰入金の増大に関する問題は、当市のみならず他自治体においても非常に重要な問題となっています。そのような状況の中においても、当市における被保険者1人当たりの法定外繰入金は、県内市の平均額を上回っており、特に平成21年度の金額については、突出した額となることが予測されます。</p> <p>被保険者1人当たりの法定外繰入金は、和光市では平成20年度では2万1,889円、平成21年度は4万4,117円となっています。県内市の平均を見てもみますと平成20年度は1万7,283円となっています。</p> <p>また、財源不足を補うものとして、積み立てた基金を取り崩す基金繰入金があります。基金については後述させていただきます。法</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>定外繰入金と基金繰入金を合計した額の推移については、下のグラフを見ますと、平成21年度は平成12年度に比べ約4倍となっており、近年財源不足が拡大していることを示しています。</p> <p>4といたしまして、基金残高でございます。</p> <p>国民健康保険特別会計におきましては、予想外の支出や特定目的の支出に備えて、幾つかの基金を設置しています。その中でも国民健康保険給付費等支払基金（以下「基金」という。）は、財源不足に充てるなど財政の円滑的な運営を図ることを目的に積み立てられている基金です。</p> <p>この基金における残高の推移は下のグラフのとおりであり、増減があるものの近年は減少していることがわかります。</p> <p>前述のとおり、基金は一般会計からの法定外繰入金と合わせて財源不足に充てられることから、この基金残高が少なくなると、結果として、法定外繰入金を増額しなければならない状況になります。このことは、平成16年度末に基金残高がわずかとなり、平成17年度の法定外繰入金が5,000万円増額されたことでもわかります。</p> <p>これらのことから、安定した財政運営のためには、基金として毎年度一定額を確保することが必要となります。しかし、現在の基金残高は約800万円で、現在の財政状況では基金を取り崩す一方で、積み立てることができないことを示しています。</p> <p>5といたしまして、歳出についてご説明いたします。</p> <p>歳出については、医療費から被保険者自身が負担する一部負担金を控除した保険者負担分としての保険給付費が中心となり、各年度歳出総額の55%から65%を占めています。その他、後期高齢者医療制度の支援金、介護保険制度への納付金、高額医療費共同事業への拠出金など各種支援金等があります。</p> <p>歳出総額は、下のグラフのとおり平成20年度を除いて増加しており、平成12年度の約35億円が平成21年度は約61億円となり、この間約76%増加しています。内訳としては、まず保険給付費が約75%増加しており、歳出総額が増加する主な要因となっています。</p> <p>次に、支援金等については制度改正の影響などにより支出額が増減しています。</p> <p>保険給付費が増加する要因は、医療費の増加であり、療養の給付と療養費における総医療費はこの間約58%増加しています。国では、医療費を抑制するため、診療報酬の抑制や負担割合の改定などを行ってまいりましたが、医療費の増加を食い止めることは難しい</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>のが現状となっています。</p> <p>次に、医療費の増加の要因を説明いたします。</p> <p>当市では、前述のとおり被保険者数が増加しているため、被保険者数の増加により医療費が増加したことが考えられます。しかし、医療費の増加率は、被保険者数の増加率を大きく上回っており、他の要因があることがわかります。</p> <p>そこで、被保険者1人当たりの医療費を把握するため、受診1日1回当たりの医療費と1人当たりの診療日数を分析いたします。</p> <p>まず、入院、入院外、歯科における1日1回当たりの医療費の推移を見てみますと、平成20年度は平成13年度から約22%増加しています。主な理由としましては、医療技術の高度化などにより、1日当たりの医療費が増加していることが考えられます。</p> <p>次に、1人当たりの診療日数についても増減があるものの、近年増加していることがわかります。主な理由といたしましては、高齢化により診療日数が増加したことなどが考えられます。</p> <p>この結果、1人当たりの医療費は増加し、人口増加とあわせて総医療費が増大する要因となっています。</p> <p>6といたしまして、1人当たりの課税額と保険給付額でございます。</p> <p>これまで歳入及び歳出の推移をそれぞれ見てきました。ここでは、歳入と歳出の関係を示す重要な指標である被保険者1人当たりの調定額（課税額）と保険給付額の推移を見ることといたします。</p> <p>まず1人当たりの調定額については、下のグラフのとおりであり、平成12年度から平成20年度までの増減があるもののほぼ横ばいとなっています。</p> <p>一方、1人当たり保険給付額は、この間約36%増加しています。</p> <p>この2つの指標を比較しますと、保険者としては、歳出が増えていることから、税率を改正することによる独自財源の確保を図る必要があります。一方、被保険者にとっては、受益が大きくなるにもかかわらず負担が変わらなかったこととなります。特別会計では、歳出に対する歳入としての財源は独自財源を確保することから、被保険者の保険給付費としての受益が増えるならば、税額負担を増やして財源を確保する必要があります。</p> <p>7といたしまして、特別会計における財政状況でございます。</p> <p>国民健康保険特別会計において、各年度の歳入総額から歳出総額を差し引きますと、毎年度収入が支出を上回っているため、下のグラフのとおり、形式収支は黒字となります。</p> <p>しかし、実質的な各年度の収支及び依存財源である法定外繰入金</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>の影響を受けない場合の財政状況を把握するため、実質単年度収支及びその数値から法定外繰入金の額を控除した実質的な収支を見ますと、実質単年度収支は黒字となる年度もあるものの、実質的な収支は毎年度大きな赤字となっていることがわかります。このことは、当該各年度の独自の収入だけでは必要な支出を賄えない現状を示しており、構造的に歳入不足となっていることを示しています。</p> <p>８といたしまして、財政上の過不足と必要調定額についてご説明させていただきます。</p> <p>不足額を税収により確保し、財政上の赤字を解消するためには、現状と比較してどれだけの調定額（課税額）が必要になるかを検証します。</p> <p>国民健康保険税には、医療分、支援分、介護分の３区分があり、それぞれの方法により算出した税額を合算したものが課税額となります。ここでは平成２０年度における実質単年度収支から法定外繰入金を控除した額について、区分ごとの支出を税収で確保できているかを明らかにしたいと思います。なお、全体から支援分及び介護分を除いたものを医療分としています。</p> <p>歳入でございますが、国保税、総額といたしましては、１６億４，１００万円、うち医療分は１３億３，６００万円、支援分は２億４，２００万円、介護分は６，３００万円となっています。</p> <p>国庫支出金は総額で１３億１，６００万円、医療分は９億４，５００万円、支援分が２億６，３００万円、介護分が１億８００万円です。</p> <p>療養給付費交付金については、総額が２億９，２００万円、それぞれ総額、医療分、支援分、介護分とあり、合計といたしまして、総額で申し上げますと、４９億２，９００万円、内訳としまして医療分が３９億９，１００万円、支援分が７億４，６００万円、介護分が１億９，２００万円となっています。</p> <p>歳出におきましては、科目・区分、ごらんのような歳出の区分があります。</p> <p>総額の合計といたしましては、５５億３，２００万円、うち医療分が４５億４，２００万円、支援分が６億９，７００万円、介護分が２億９，３００万円となっています。</p> <p>過不足としては、歳入から歳出を差し引いた総額ではマイナス６億３００万円、うち医療分がマイナス５億５，１００万円、支援分がプラスで４，９００万円、介護分がマイナス１億１００万円となっています。</p> <p>このことから、医療分と介護分について、歳入が不足しているこ</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>とがわかります。一方、支援分はその目的である支出額以上に歳入が確保されていることがわかります。この過不足について、平成20年度の収納率から、収支均衡するための必要となる調定額を求めますと、次の税額が必要となることがわかります。</p> <p>必要となる調定額は総額で7億1,000万円、医療分が6億4,900万円、支援分はマイナスの5,800万円、介護分が1億1,900万円となっています。</p> <p>次に、9といたしまして、収納率と滞納額でございます。</p> <p>近年、歳入総額に対する税収の割合が低下していることは前述のとおりですが、貴重な独自の財源であることに変わりはなく、市では、収納率の向上対策に努め、滞納者への対応等を図っているところです。</p> <p>下のグラフのとおり、収納率（現年度分）の推移を見てみますと、近年横ばいから向上する傾向にありましたが、平成20年度は大きく落ち込む結果となりました。この収納率の低下については、他市町村においても同様の傾向が見られます。原因としては、一般的に収納率が高いと言われる75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したこと、平成20年秋以降の急激な景気の悪化等が影響を及ぼしていること等が推測されています。</p> <p>なお、当市の収納率は、県内市町村の平均を下回っている状況にあることもわかります。</p> <p>また、滞納金額の推移を見てみますと、毎年度2億5,000万円以上の金額が滞納金額として計上されています。</p> <p>10といたしまして、国民健康保険の税率についてご説明いたします。</p> <p>国民健康保険税の医療分における税率及び税額（以下「税率」という。）、賦課限度額については、前述のとおり、平成10年度以来改正しておりません。</p> <p>また、介護分については、平成12年度から設置しましたが、その後改正しておりません。また、平成20年度に創設された支援分については、これまでの医療分の所得割及び均等割の税率を案分することとし、被保険者の負担が増えない措置をとりました。</p> <p>なお、現在の税率につきましては、次のとおりです。また、参考として、朝霞市、志木市、新座市の状況、県内市平均の税率を比較しています。</p> <p>(1) 医療分については、所得割、和光市6.50%、朝霞市7.50%、志木市7.0%、新座市7.39%、県内市平均では6.47%です。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>資産割は、和光市10%、朝霞市33%、志木市34%、新座市35%、県内市平均は29.95%となっています。</p> <p>均等割については、和光市1万3,200円、朝霞市1万2,000円、志木市9,500円、新座市2,000円、県内市平均では1万424円となっています。</p> <p>平等割は和光市1万5,600円、朝霞市1万4,000円、志木市1万9,500円、新座市1万3,000円、県内市平均1万5,967円となっています。</p> <p>賦課限度額については、和光市41万円、朝霞市47万円、志木市47万円、新座市も47万円、県内市平均では46万1,000円という状況です。</p> <p>(2)の支援分については、所得割、和光市は1.60%、朝霞市0.90%、志木市1.10%、新座市1.36%、県内市平均は1.93%となっています。</p> <p>均等割については、和光市3,600円、朝霞市9,000円、志木市1万円、新座市1万1,000円、県内市平均は7,528円です。</p> <p>賦課限度額は、和光市11万円、朝霞市12万円、志木市12万円、新座市12万円、県内市平均が11万9,000円となっています。</p> <p>(3)介護分については、所得割、和光市0.80%、朝霞市0.90%、志木市1.36%、新座市1.36%、県内市平均で1.26%となっています。</p> <p>均等割は、和光市3,000円、朝霞市9,000円、志木市1万1,000円、新座市1万1,000円、県内市平均は9,469円です。</p> <p>賦課限度額は、和光市7万円、朝霞市9万円、志木市9万円、新座市9万円、県内市平均は8万7,000円となっています。</p> <p>合計は、和光市では、所得割が8.90%、朝霞市9.30%、志木市9.46%、新座市10.11%、県内市平均9.66%となっています。</p> <p>資産割は、和光市10%、朝霞市33%、志木市34%、新座市35%、県内市平均は29.95%となっています。</p> <p>均等割は、和光市1万9,800円、朝霞市3万円、志木市3万500円、新座市2万4,000円、県内市平均で2万7,421円です。</p> <p>平等割は、和光市が1万5,600円、朝霞市が1万4,000円、志木市1万9,500円、新座市1万3,000円、県内市平</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>均で1万5,967円となっています。</p> <p>賦課限度額は、和光市59万円、朝霞市68万円、志木市68万円、新座市68万円、県内市平均では66万7,000円となっています。</p> <p>近隣市及び県内市の状況につきましては、各市における状況が異なるため単純な比較となりますが、当市は低い税率及び賦課限度額となっていることがわかります。</p> <p>11番、賦課限度額の推移でございます。</p> <p>賦課限度額については、当市の状況と国が定める金額（法定額）の推移を見ますと、次のグラフのとおりとなります。</p> <p>法定額については、現在まで引き上げられている状況にあり、平成12年度の60万円が平成21年度は69万円となりました。さらに平成22年度には、医療分を3万円、支援分を1万円引き上げ、合計4万円増額されて法定額は73万円となります。これは、医療費の増嵩に伴う国民健康保険税総額の増加が避けられない中、税率を上げることにより中間所得層にこれ以上の負担を求めるのは困難だと判断されたためです。この制度の趣旨を実現するため、多くの市が法定額を賦課限度額としています。</p> <p>そのような中で、当市は被保険者の負担増を避けるため、賦課限度額を59万円としたまま改正しておりません。この結果、法定額との乖離は大きくなっています。</p> <p>また、所得や資産が多いために賦課算定額（医療分）が限度額を超過する世帯の被保険者世帯数に占める割合の推移を見ますと、下のグラフのようになり、限度額超過世帯は減少しているのがわかります。主な要因としては、経済の低迷などで被保険者世帯の所得が低下していることが考えられます。なお、全国的に見てみますと、平成20年度の法定限度額で59万円（医療分と支援分）を超える世帯は3.2%となっています。</p> <p>12としまして、今後の必要な対策でございますが、これまでさまざまな指標等により、当市の国民健康保険における財政状況等を分析してきました。その結果を見ますと、一般会計からの法定外繰入金に依存した財政運営となっており、その現状から脱却し健全な財政運営を目指すべく方向転換をする必要があります。そのため、今後、次のような対策を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>（1）収納率の向上対策。</p> <p>現在、夜間及び休日納税相談などを実施し、悪質な者については財産の差し押さえを実施するなど、収納率の向上に努めています。しかしながら、毎年度多額の滞納額が新たに生じている現状は看過</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>することはできません。今後、より一層収納率向上のための対策を検討する必要があります。</p> <p>(2) 滞納者への対策</p> <p>被保険者は所得・受益に応じた税負担をすることとなりますが、滞納者は税の負担をせずに利益だけを受けることになり、被保険者間における不平等が生ずることとなります。</p> <p>現在、滞納者に対しては、納税を促すこと及び不平等を是正することを目的に、短期被保険者証の発行や限度額認定証発行の対象外とする措置等をとっています。しかし、収納率を向上させるという視点を再確認した上で、資格証明書の発行や保養施設の利用制限を始めとする新たな対策を検討していく必要がございます。</p> <p>(3) 医療費抑制対策</p> <p>年々増加する医療費は社会的な問題となっており、これに伴う保険給付費の増加は、国民健康保険財政を逼迫させる主要な要因であることは言うまでもありません。このため、医療費の抑制を目指し、平成20年度からは疾病の予防に重点を置いた特定健診がスタートしました。また、今年度はジェネリック医薬品普及のためのリーフレットを全被保険者世帯に配布したところでございます。今後においても、医療費抑制のための対策を検討する必要があります。</p> <p>(4) 国民健康保険税の改正</p> <p>国民健康保険特別会計において実質的な収支の大幅な赤字となっていることは、増大する保険給付費における支出に応じて、税率の改正による必要な収入の確保が行われていなかったことに原因がありますが、本市では、国民健康保険税の実質的な改正を平成10年度以降行っておらず、可能な限り一般会計からの法定外繰入金で赤字を補てんする構造となっております。その結果、平成21年度は法定外繰入金額が8億1,000万円を超える結果となりました。</p> <p>今後においても、保険給付費等が増加することが予測される中で、世界的な金融不安・経済の不透明感から市税収入の落ち込みが予想される一般会計において、法定外繰入金をこれまで以上に負担することは困難であるのが現状です。また、前述のとおり、法定外繰入金が多額となることは、制度上好ましいものではありません。</p> <p>これらの状況から勘案し、増大している保険給付費に見合った税率への改正及び賦課限度額の改正は避けられない状況になっています。</p> <p>13 国民健康保険の税率等の見直しについてです。</p> <p>(1) 税率の改正について。</p> <p>現在の税率は既にお示ししたとおりであり、また税率を算定する</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>考え方として、平成20年度決算額における実質的な収支から、必要となる調定額等を求めました。</p> <p>しかし、今年度及び次年度以降において、さらなる保険給付費の増加が予想されていること、新たな制度である後期高齢者支援金等が大幅に増額になっていること、また、経済の低迷等により収納率の低迷も予想されること、2倍以上の法定外繰入金が生じていることなど、歳入及び歳出において非常に大きな変化が生じているのが現状です。</p> <p>よって、平成20年度決算額をベースとした税率改正では、実質的な赤字が解消されない可能性があります。</p> <p>また、近年、医療分の積算方法を4方式から2方式へ変更する市もあり、当市においてふさわしいのはどの方式なのかも再度検討する必要があります。</p> <p>よって、平成21年度の歳入、歳出の実績を把握しながら、決算額を基礎とした改正案を7月ごろまでに作成し、検討していくこととしたいと思っています。その後、平成22年9月議会への議案の上程、市民・被保険者への周知等を経て、平成23年度からの税率改正を目指します。</p> <p>(2) 賦課限度額の改正についてでございます。</p> <p>現在の賦課限度額は59万円であり、県内他市と比較すると、秩父市、入間市と並ぶ一番低い額となっています。近年、賦課限度額を超過する世帯の割合は低下する傾向にありますが、賦課限度額を低く抑えるということは、税率を設定する上では中間所得者への負担増にもつながり、好ましくありません。</p> <p>また、今後の税率の改正により、中・低所得者などにおける税額が増加されることが予想される中で、いわゆる上位所得者である限度額超過世帯における負担が変わらないことは公平負担の面から問題があるものと思われまます。</p> <p>よって、国が法定額を増額してきた趣旨などを踏まえ、当市の賦課限度額についても法定額とする改正が必要となると考えております。なお、既に来年度から法定額が引き上げられることとなっているため、当市においても来年度、平成22年度からの改正を目指すものです。</p> <p>14、国民健康保険運営協議会における審議・答申の方向です。</p> <p>見直しについては、和光市国民健康保険運営協議会に諮問をし、協議会での審議結果に基づく答申をいただいた上で、税率等の改正案を策定していきたいと思っています。</p> <p>税率等の改正に当たって具体的な諮問案については、平成12年</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>度から20年度の決算の状況、平成21年度の国民健康保険事業の状況、平成22年度の予算策定における財政の見込み等を考慮しながら検討し、策定していくことから、運営協議会の審議の中で明らかにしていきたいと考えています。</p> <p>国民健康保険運営協議会審議資料1の説明は以上でございます。</p> <p>次に、国民健康保険運営協議会審議資料2をごらんいただきたいと思ひます。</p> <p>賦課限度額及び税率改正の予定ですが、平成22年1月、賦課限度額改正を運営協議会へ諮問をいたします。</p> <p>2月答申をいただき、3月議会へ改正案を上程していきたいと思ひっております。</p> <p>4月、賦課限度額を改正し、広報、ホームページ等により周知を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>7月、納税通知書発行とともに被保険者へ周知、税率等改正を運営協議会へ諮問。8月の答申を経て、9月議会へ改正案を上程し、10月、広報・ホームページによる周知をしていきたいと考えています。</p> <p>平成23年4月、税率等改正を行い、7月に納税通知書発行とともに被保険者へ周知をしてまいります。</p> <p>以上が資料2の説明です。</p>
鈴木（正）委員	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思ひます。</p> <p>ご質問、ご意見の方は挙手してお願いいたします。</p> <p>非常に長い説明でしたので、ちょっとわかりにくいところもあったと思ひますが……。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>財政の件で、医療費が非常に膨れ上がったといひますが、なぜそうなのかというところが見えないところなんです。</p> <p>厚生労働省は後期高齢者制度を導入する段階で基本的に国保の財政はこのままでは破綻する、そのために後期高齢者制度をつくつたと、こういった説明なわけですが、そうすると、国保財政にとっては、助かるといわれていましたが、和光市の場合はどうなのでしょう。他市の状況とか、全国的にこの辺が後期高齢者医療制度が導入されてどういふふうな状況になっているのか教えてください。例えば12ページの歳入歳出は20年度の決算で、後期高齢者支援金と歳出、老人保健拠出金がダブっているわけなんです、老人保健拠出金は</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>2億1,000万については精算分なわけです。そうすると、21年度の老人保健拠出金はまだあり、22年度の予算はどうなるんですか。</p> <p>75歳以上の高齢者が後期高齢者制度に加入をして、その人たちの医療費も全体で財政支援をしていくというのがこの後期高齢者支援金で、その辺の被保険者が増えるわけですね。そうすると、医療費も相当負担していかないといけないということで、医療費が増えているのかなと想定をするわけですが、4億から8億、法定外繰出金が増えたということ、これは医療費が出たわけではないですが、そういう意味では財政の負担のシステムがどうなっているのか、その辺については、分析するのは難しいと思いますが、県とか国からの情報では何か入っていないのでしょうか。</p>
石川課長	<p>事務局。</p> <p>今回、財政状況につきまして、各市、和光市も含めてかなり厳しいことは聞いてございます。</p> <p>確かに後期高齢者制度が創設された時点では、国民健康保険は、少しは可能性があるという話がありました。しかしながら、現在、運営している中で、それが実際的に見えてこない。</p> <p>これについては、拠出金というのが国民健康保険にもありますので、そういうものがなければ当然いいわけですが、同じ保険者として、それなりの負担がありますので、今後何年か経過を見ないと、わからないということです。</p> <p>ただ、お話のように、ほとんどの市町村が一般会計から繰り入れしないと厳しい状況であるという話は聞いています。</p>
鈴木（正）委員	<p>それと、後期高齢者に移行して、収納率が多少落ちたようです。その原因としては、納税意欲が高い後期高齢者が納税者でなくなったということも言われていたのですが、後期高齢者が移行されて国保税が入ってこなくなった中身なんですけど、収納額でどのぐらいになるのでしょうか。</p> <p>あと、21年度の決算見通しを、現時点でわかればお願いします。</p>
金子会長	<p>それと、22年度は診療報酬の改定がされますね。本体分が1.55で、薬価分がマイナスの1.3で0.19%増の診療報酬改定があると聞いています。それによって、医療費にどの程度影響されてくるのか、教えてください。</p>

発言者	会議内容
村山収納課長	事務局のほうでわかりましたら、お願いします。
金子会長	<p>収納額についてお答えいたしますが、収納率につきましては、平成19年度は57.09%、平成20年度が52.90%と、収納率も落ちております。収納額に関しましては、平成19年度は約19億700万円になっています。また、平成20年度につきましては、16億4,200万円ということで、約3億円の金額が落ちてきているような状態になっています。</p>
鈴得委員	<p>よろしいですか。</p> <p>ちょっと素朴な質問ですが、限度額は他市と比べると、現在だと約10万円ぐらい低くなっていますけれども、見直しはしたとしても、4,000万円強が増えるということだけで、予算総額は61億円ぐらいですか。その中でこの見直しをして4,000万円増えたとして、どれだけの効果があるのかというのが疑問です。</p>
石川課長	<p>それと、最後のほうに税率の改正ということが載ってましたけれども、段階的に一遍に上げるのはまずいので、限度額を上げて、またその後税率の改正ということになるということでしょうか。</p>
鈴得委員	<p>今回は、計画的に限度額を上げます。平成10年度から、説明にもありましたように、改正してございません。各市ほとんど今現在の限度額になっているところですよ。</p>
石川課長	<p>各市はいつごろからこの69万円になっていますか。</p>
田中部長	<p>これは市町村によって、すぐに改正しているところ、何年後かに改正するところといろいろ異なりますが、現在の限度になっているところがほとんどです。和光市がこのような状況ですので、22年度に限度額を改正いたしまして、23年度を目指し、税率等を詳しく検討しながら税率改正を進めていきたいと考えています。</p>
	<p>説明の補足をさせていただきます。</p> <p>国民健康保険の財政状況は、ご説明したとおりですが、今言った、例えば限度額を引き上げても、おっしゃるとおり、こういう効果しか、出てこないもので、一刻も早くこの状況を見直ししたいというのが市の考えです。</p> <p>ただ、4月1日が賦課期日ということで、その時点で決定してい</p>

発言者	会 議 内 容
鈴得委員	<p>ないといけないので、こういう経済不況の中で、さまざまな影響を考えながら、財政を健全化させていくために、どういう形がいいのかということ、もう少し時間をかけて検討してまいりたいと思います。先ほど予定の中で、7月ぐらいということですが、できれば、もう少し前から、資料等もお送りしながら、その辺を十分ご検討いただきたいと思いますと考えています。</p> <p>本来とすれば、確かに22年度から全部実行というのができればいいのですが、その辺の影響がかなり大きいこと、あとスケジュール的な問題、検討の時間とか考慮しますと、当面限度額について法定との乖離がある、あるいは近隣自治体との乖離があるという中で、とりあえず見直しをさせていただきたいというのが市の考えです。</p>
金子会長	<p>法定額いっぱいにしても、財源は厳しいんですよ。どうせならもっと早く限度額を和光市でも見直すべきだったのではないかと思います。</p>
竹村委員	<p>発言はありませんか。事務局の説明が長いものでしたので、私のほうでまとめて、確認をして、審議を進めたいと思います。</p>
石川課長	<p>医療分、介護分、支援分と3つに分かれていますが、支援分というのはどういう意味でしょうか。</p>
竹村委員	<p>それは、後期高齢者の支援分です。</p>
金子会長	<p>後期高齢者の支援分ということですか。</p> <p>国民健康保険のほうから後期高齢者のほうに支援をしていくということです。</p> <p>支援分とそれから減った分と比較してどうかというのを、さっき鈴木さんのほうから質問がありましたけれども、支援分が減った分より大きく赤字になっています。せっかく後期高齢者制度をつくっても、意味がないと、そういう意味です。</p> <p>それでは、時間の関係もありますので、まとめて話をさせていただきます。</p> <p>まず、先ほど説明した1ページは人口について書いてありまして、全国の人口は減っていますが、和光市は増えているということです。ですから、そういう意味では、和光市は医療費がだんだん増えているという、そういう一つの傾向をあらわしているということです。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>次に、2ページは、その中に占める割合が載ってしまして、医療費の割合、収入の割合が載っています。税金については、ほとんど伸びていない。むしろだんだんと減っているということが示されています。そういうことは、所得が減っているという意味、市民の所得が18年ごろから減っているということです。</p> <p>それから、資料にありますのは、国と県からの補助金額ですが、わずかに増えているという傾向です。</p> <p>それから、3ページにいきますと、歳入について書かれてあり、税金は歳入に対してかなり減っています。それに対して繰入金はかなり増えているということを示してしまして、これは20年度、21年度はほぼ倍に繰入金になっています。そういうことを示しています。</p> <p>次に、繰入額がここに書かれてあり、先ほど鈴木委員からも質問がありましたように、20年度から21年度、かなり増えてきております。これは事務局のほうから説明がありましたように、間違えていたところがあって、21年度にそのしわ寄せも来てこの額になった。ただ、この金額は、これからもずっと、22年度、23年度の推移からいくと、上がっていくということの意味していると思います。</p> <p>それから次に、基金繰入金というのは、基金を積み立てているわけですが、一般財源から積み立てていて、その金額がほとんど底をついており、800万円にもう既になっているということで、次のページのところに、基金の繰入金の金額が書いてありますが、12年度には1億6,300万円が、現在、800万円となっています。ですから、赤字になっても補てんする対策がほとんどないということを示していると思います。</p> <p>次に、歳出総額が書いてありますけれども、歳出総額の中で、一番占める割合の高いのは保険給付費、いわゆる医療費です。なお、先ほどご質問がありました支援金については、これを見ていただくとわかりますように、ほとんど変わっていないという感じです。</p> <p>いずれにしても、歳出の増えている部分で見ますと、保険給付費は、右肩上がりが増えていているという傾向を示していますので、医療費を下げないと、財政はどんどん赤字が増えていくという意味をあらわしていると思います。</p> <p>次に、8ページのところにいきますと、1人当たりが書いてありまして、医療費は1人当たり増えているということです。医療費が増えている内容の中には、高度な医療技術や医療機械が使われているというようなことありまして、日進月歩のように医療の中身が</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>変わることで、医療費が増える傾向にあるということです。</p> <p>それから、医療にかかる日数というのは、ここでは横ばいである。実際には後期高齢者がはずれているわけですから、もしはずれてないとするれば、多分伸びていると思いますので、これからも伸びる傾向があるという可能性があるということを考えなければならないのかなという気がいたします。</p> <p>次に、給付額では、調定額と保険給付費の関係が書いてあり、給付額は右肩上がりですけれども、調定額はほとんど伸びていない。いわゆる歳入は伸びてなくて、歳出はこのように右肩上がりになっているというところですよ。</p> <p>その次が、形式的収支は赤字ですが、これは一般財源から繰入金があるので精算上は黒字決算になっています。もしその繰り入れがなければ、赤字になると、11ページに書いてあります。</p> <p>それから、12ページをごらんいただきますと、総額が書いてありますが、歳入に対する歳出の金額が総額として6億円ぐらい多くなっているということです。</p> <p>それで、重要なのは13ページの一番上の過不足額です。6億300万と書いてありますが、これは調定には関係なくこれだけ完全に不足するという金額です。</p> <p>先ほど説明がありましたように、22年度に料金を改定した場合、そのまま税率を変えないで、限度額を上げるだけでいった場合には、4,100万円きり増えないです。</p> <p>それから、その下の必要となる調定額は7億1,000万円と書かれてありますが、調定額を考えた上で7億1,000万円なので、今の収納率では、とうてい追いつきません。これを急に上げるということはなかなか難しい。</p> <p>だから、料金改定をしても4,000万円ぐらい、それに対して6億円不足しているということは、料金改定しても15分の1きり調定が増えないということなんですね。</p> <p>ただ、和光市はほかの市町村に比べて今までずっと税率を直してこなかった。当然上げることができるということでしたので、そのところを今回改定しよう。</p> <p>その場合に、低所得者だとか、今の限度額より少ない人には全然影響がない。だから、限度額を超えている人だけの部分を改正しよう。その範囲が次のところに書いてあるんですが、全体の3.2%の人が対象になり、100%対象になるわけではないんです。</p> <p>そういうことで、今後、対策をどうしようかと、少なくとも収納率を高めるということ、頑張らなくてははいけない。</p>

発言者	会 議 内 容
石川課長	<p>それから、滞納者の対策というのを今までやっているのですが、今以上のことを考えていただかなければいけないと思います。そういう点も市のほうで努力していただきたい。</p> <p>それから、薬を少し安いものを使うとか、そういう対策をしていただきたいということですね。</p> <p>それから、国民健康保険税の改正は、今後必要なんでしょうが、今度は低所得者だとか、中堅所得者にも影響があるということで、これは皆さんに議論していただかないといけない内容だと思っております。</p> <p>今回は、限度額だけを変えるということですから、ただ限度額をオーバーした人だけを対象にするという改定を市のほうから諮問されたということです。</p> <p>全体的に6億も不足している現状で、今現在の法定限度額に引き上げても4, 100万ぐらいしかふえませんという中身です。いろいろ細かいことはあろうと思いますが、主にそういうことが中心になるのかなと思います。</p> <p>そういうことで、皆さん方のお考えをお聞きして、まとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>何か事務局から説明はありますか。</p>
金子会長	<p>今、会長のほうから3. 2%の改正という説明でしたが、これは平成20年度の実績からですので、21年度、22年度になってきますと、もう少し少なくなるだろうと思います。</p>
石川課長	<p>多分3. 2%よりもう少し少なくなっているんじゃないかというご意見ですが、これは景気の関係で、所得が少なくなっているということの意味しているんだと思います。</p>
金子会長	<p>それから、13ページになりますが、過不足額で歳入から歳出を引いた額が、総額6億300万円ということでございますが、これは平成20年度でございますので、21年度、22年度と厳しい状況のため、これも上がってくるということが考えられます。</p> <p>21年度よりもっと悪くなるだろうという事務局のご説明です。</p> <p>今回の事務局からの提案、つまり市長からの諮問というのは、和光市が今まで法定限度額まで引き上げていなかった。ほかの市町村はほとんど法定限度額まで引き上げている中で、和光市はやっていなかった。とりあえず税率などの中身は変えないで、限度額だけを</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木（正）委員	<p>現在の法定限度額まで引き上げ、税収を増やそうというご提案です。ただし、20年度に比較しますと、現在の収納率であるとするれば、15分の1ぐらいしか増えないということです。いかがでしょうか。</p>
石川課長	<p>この資料の改正内容は69万円をとりあえず22年度から実施したいということでしょうか。</p>
金子会長	<p>最初にご説明しました国民健康保険税の限度額の見直しについての1番の改正内容の欄、課税改正後の69万円を22年度から実施したいということです。</p> <p>その右側にあります法定額につきましては、国では22年度から実施をいたしますが、和光市としては、平成23年度に向けて税率等の改正を予定していますので、その中で法定額につきましても検討してまいりたいということです。</p>
田中部長	<p>今の事務局の話で言いますと、とりあえず法定額を上げ、23年度は税率等の見直しをするというお考えでよろしいでしょうか。</p> <p>今回の諮問の中で、市の考えとしてご提案させていただいているのは、現行の法定限度額である69万円まで引き上げるということです。22年度から改正される国の法定限度額は73万円になります。73万円まで引き上げるのは、余りにも急激過ぎるということもありますし、近隣は志木市が22年度から69万円、新座、朝霞については68万円と、現行のとおり22年度もいくという予定と聞いております。</p>
竹村委員	<p>和光市では、今回、国の限度額の改正前の法定限度額である69万円を22年度から施行したいという考えです。そしてその後、先ほど、会長のほうからご説明がありました税率等も含めて全般の改正の中で、法定限度額の73万円も含めて、見直しをさらに検討いただきたいというのが、後の考えです。</p>
石川課長	<p>そうすると、今、59万円ですよ。来年、22年度から実施されるということは、いくらプラスになるということですか。73万円が限度額として国がやってきているわけですよ。今、和光市は59万円ですよ。これで改正をするのは23年度で69万円に改正されるということですから、そうすると、どういう意味なのか、教えてください。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>和光市は今確かに59万円です。平成22年度から69万円にしたいということです。ですので、国は73万円ですが、和光市はまだそこまで上げないということです。この10年間上げていないこと、急激な改正もやはり負担になるということもございますので、段階を追って検討をしていただきたいということです。今回は平成22年度の4月を目指しまして、69万円に改正を実施したいと考えています。</p>
田中部長	<p>もう一度整理させていただきますと、22年度の4月1日以降は10万円上げて、59万円を69万円にしますと。これは税率とかそういうのは上げないで、超過した人を対象に、今までの現行の59万円を超過した人だけを対象にして上げると。23年度は、さらに4万円と、それから税率等を見直しして、23年度から上げる。それは来年度、22年度になってからまたこの運協で検討をする、そういうことですね。</p>
金子会長	<p>73万円に上げるかどうかも含めて、税率等を全部見直しします。</p>
益子委員	<p>23年度は全般的にですね。そうしましたら、法定額が73万円になりますので、それを含めて、あるいは税率だけ上げようかなど、そういうことを来年22年度に検討するというので、今回はあくまで超過額だけを対象にしようということです。税率とかそういうものは一切いじらないということです。</p>
金子会長	<p>10万円上がったことによる、3.2%ですけれども、その3.2%でどのぐらいの金額が上がるということですか。</p>
山崎委員	<p>4,100万円増える。ただ、今年果たしてその4,100万円増えるのかどうか、ちょっとそこら辺はどうでしょうか、所得が減ってくると難しい。4,100万円は、あくまでも見込みだそうです。</p>
	<p>今、保険の負担部分だけをお話しになっているんですけども、和光市全体の歳入と支出を考えていくと、決して黒字ではない。ということは、結局、今全体の厳しい財政の中でも国民健康保険に補てんをしているということが、全体の税金から。そうすると、今回、所得が高い人が対象になって、少し税金は増えるかもしれないですけど、今のような状態を放置しておけば、もっと一般市民の</p>

発言者	会 議 内 容
村山収納課長	<p>税金が、和光市の国保財政に補てんされていくという考えでよろしいのでしょうか。</p> <p>市税のほうから補てんされているということは、通常、国民健康保険ではない、社会保険に加入している方も通常の税金、市税、県民税、固定資産税等支払っていただいていますので、その中から国民健康保険の方に余計に負担しなければならないというような形になります。</p> <p>ですから、余り大きい声では言えませんが、税の二重負担というようなことも出てきてしまうこともあります。全体的には、確かに税収も昨年から減っていますが、これは市の企業の法人税の部分がちょっとは減っていますが、通常の手・県民税については、人口が増えておりますので伸びております。</p> <p>今まで4億円、6億円ぐらいの繰入金だったのが、急に8億円になると、やはり市税のほうにも負担がかかってしまうというのが現状です。</p>
竹村委員	<p>そうすると、4,000万円ぐらい増えたとしても、8億1,000万円が延々とこれから続くということになると。</p> <p>もう一つは、反省なんですけれども、いきなり倍の補てん額に計算ミスだけでなってしまったということが、なぜそこで私たちでもチェックできなかったのかというのが、今回新聞を読んでいて、私たちが審議して決めたのに、全然わからなかったのかという部分が、すごく負い目を感じているんですけれども。その原因調査と、今後チェック体制をどうしていくか、対策はもうどこまで進んでいるのでしょうか。</p>
田中部長	<p>まず、先ほどの資料の中の5ページを見ていただきたいのですが、5ページの下の方の棒グラフです。こちらのほうに法定外繰入金と基金の繰入金の合計が出ております。これを見ますと、法定外繰入金というのは、先ほど来出ている一般の財源です。ほかの税等、市民税、あるいは固定資産税とか、そういう中から国保の特別会計に入れている部分が法定外繰り入れ、これは法律に基づくものではなくて、あくまでも赤字を補てんのために入れている。</p> <p>これを見ますと、今まで4億円、4億5,000万円、それで21年度については、8億1,000万円という形になっております。そのほか、上に黒いのが乗っています。これが基金の繰入金です。例えば19年度については、合わせると7億3,800万円、要す</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>るにこれだけ不足していたということです。20年度においても、やはり2億4,500万を入れて総額で6億円。</p> <p>21年度においては、法定外繰入金こそ倍になっておりますが、基金がありません。これは新型インフルエンザの医療費の増加の分を見込んでおりますで、今までにはなかったものです。それと医療費が右上がり傾向で、合わせてインフルエンザの状況があって、医療費が上がっていると、それを補てんするために繰入をせざるを得なかったということです。</p> <p>ですから、基金がない以上は、法定外の繰入金を入れるしかないわけです。国保の財政運営というのは、まず支出なんです。医療費にかかる支出、これは法律上、確保しなければいけない。支出しなくてはいけないということで、どんなに苦しくても払っていく、それを補てんするのが今言った税とか、いろいろな制度上の、国や県からあるいは市からの補助、繰入金です。これは法律で定められています。その中に法律で定められていないものを法定外繰入と言って、これを見ますと、今言ったように、急激に2倍になったわけではない。ですから、基金がない分が全部その繰入金にかかってしまうということは明らかにしているという状況です。</p> <p>それで、特に基金がなかったというのは、20年度の決算が終わった時点で、例年、決算が終わって剰余金が出ますと、その中から基金に積み立てをしてきたというのが今までのやり方で、その積み立てる額も20年度決算においては、2,300万円ほどしかなかったということです。それまでは億や数千万あったのが、そういう形で使えなくなったという厳しい状況から来ているということでもあります。</p> <p>今、ご質問いただきました、確かにこれは冒頭でおわび申し上げたところでございますが、計上誤りということで、これはあくまでも国からの歳入について、本来引くべき、前期高齢者支援金を差し引いた上で計数を掛けるところ、前回ご説明させていただいたと思いますが、それが制度が変わったにもかかわらず、それを引かなかったということで、当初の予算計上上に多大な計上格差が出た。実際にはその金額が入ってこないということです。そういう形で市では計上していて、審議いただいたという中で、大変申しわけないことをしたわけですが、これにつきましては、今言ったように、入るべきものを過大に見積もった。それから実際には入ってこないことがわかったこと、国保の場合については、医療費として支払が発生した分は払わなければならないので、この時点では法定外繰り入れという方法しかなかったということが経緯でございます。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>当初から国からの財源がないと分かっていたら、その時点で例えば法定外繰り入れを行うのか、あるいはその他の方法、その他の方法という、税の改正しかございません。税を見直すべきだったのかなどというのが本来の姿であつたらうと思っております。</p> <p>それが、そういうことが経緯とされたために、審議ができなかった今、税等の改正についても、今後ご審議いただくというような形で市は進めていくというところでございます。</p> <p>それと、今言った市のチェック体制ということでございますが、確かに事務は人のやることで、誤りはあり得るということを前提に、組織としてそれをチェックできる体制を構築していかなければいけないというのは当然のことだと思います。これが今言った国保の予算計上に当たっては機能しなかった、できなかったと、これは大変申しわけないと思っています。</p> <p>市といたしましても、この辺のチェックをどうやって行うかということが課題となっております。これについてはかなり専門的なチェックをするには知識も要ります。ですから、その辺の知識がないと、単に計算をして出てきたものを計算しているだけでは、今言った間違いに気づかないということもございまして、その辺を今後市としてどうやって対応していくか。</p> <p>和光市は、ご存じのように、県下でも職員1人当たりの市民の人数というのが一番多い。要は職員が少ない人数でやっているということが現実でございます。そんな中で、今言ったチェック体制をどうやって行っていくかというのは、永遠の課題だろうと思いますが、市としては、その対策について、まず担当者、通常、担当がやって、それからラインというか、上に担当の統括主査がいます。それから管理職である、課長補佐、課長、次長、部長、それから市長のほうに縦覧後、決裁という形でやっていくわけですが、その段階で、チェックをしていかなければいけない。これが基本だろうと思います。</p> <p>ただ、現実問題、多くのものをすべて同じ担当者と同じ時間をかけてチェックすることは基本的には無理です。ですから、その辺を担当者のほかに例えば副担当をできる限り置いて、チェックをしていくという体制をできる限りとっていくように基本的には考えていきたい。</p> <p>それから、いろんな制度上の制度が変わったとき、あるいは重要な事務処理などについては、できる限りマニュアル化するとか、あるいは十分時間をかけてチェックをしていくなど、2度と誤りのないような形で進めていきたいと思ひ、様々な形で検討し、随時行っていくということで進めていくところでございます。</p>

発言者	会 議 内 容
柳下（す）委員	<p>よろしいですか。 ほかに何かございますか。どうぞ。</p>
大野課税課長	<p>年金から税金をここまでを差し引くということは実施状況はいかがでしょうか。21年10月ぐらいから。</p>
柳下（す）委員	<p>昨年の10月から年金のほうから引き落としをさせていただいています。</p>
大野課税課長	<p>それはどういう方が対象になるわけですか。</p>
柳下（す）委員	<p>65歳以上です。</p>
大野課税課長	<p>そうしますと、どのぐらいの人数がいて、効果はどのくらい……</p> <p>人数につきましては、手元に資料がございませんので、お答えすることできませんけれども、効果につきましては、収納率というお話で申し上げますと、今65歳以上の方につきましては、今までも収納率はさほど悪い状況ではございませんでしたので、効果的には変わらないと思っています。</p>
金子会長	<p>よろしいですか。 ほかに何かございますか。</p>
金子会長	<p>今、改正するのに59万円から22年度までに69万円まで上げて、それでその次に4万円上げようかななんていうこと、この前の12月議会で計算誤りがあって、保険税の負担がすごく多くなって、8億1,000万円にもなりました。翌年、国が4万円引き上げるから、和光市も2回目で更に4万円引き上げますというのは、私としては、納めるほうはややこしい話なんです。まとめるのほうですっきりすると思うんですけども。</p> <p>今のご質問は、限度枠を69万円に今回しようという諮問なんです。それを来年度法律改正になるということがはっきりしているのであれば、73万円まで限度額を上げたらどうかと、こういうご意見です。税率だとかそういうものは、また別に見直すとしても、もうはっきりと来年度また4万円引き上げなきゃいけないことは事</p>

発言者	会 議 内 容
竹村委員	<p>実ですから、そこら辺を今合わせて上げたらどうですかと、そういうご意見でございます。</p> <p>それでいいですね。</p>
金子会長	<p>はい。改正するんだったら、73万円にして……</p>
鈴木（正）委員	<p>今、事務局のほうのご提案は、ここで来年度税制や何かもいじらなきゃいけないということですから、それを返答する時間として、今回は時間がないから、とりあえず69万円に上げておきましょうと、そういう諮問をしていただいたわけですね。だから、そこら辺との兼ね合いだと思います。</p>
金子会長	<p>これは国保税の限度額というのは地方税法で定められているものですが、まだ地方税法のほうは規定はしてないんですよ。そういう意味では、まだ法律が改正されていない場合で73万円はできないのでは。</p>
鈴木（正）委員	<p>今、鈴木委員からは、まだ予定はされているけれども、決定していないから、4月1日からは上げられないという、ですから、とりあえずは69万円で、現行の69万円まで上げていきたいと思いますということですね。</p>
金子会長	<p>まだ改正されていないならば、地方税法に先立って、市の条例改正も、同じ視点だと思いますけれども……</p>
田中部長	<p>事務局もその点についてお答えください。</p>
金子会長	<p>例年、地方税法の改正は、年度末ぎりぎり、国会の運営の状況によって本当にぎりぎりになります。3月31日に公布される面も多くあります。それで、どうしてもやらなければならないものについては、今までも、それが改正されるものと想定してやったという事例はございます。ただ、それは特殊な場合。万が一法律が国会等の関係で通らなかったといった場合については、そういう条例は無効になりますので、条例より法律のほうが優先しますので、そういうことはございますけれども、過去の事例だと、そんな形の中でやっていくということです。</p> <p>ただいまの事務局からの説明は、可能性としてはあるけれども、</p>

発言者	会 議 内 容
各委員	<p>決定はしていないということです。</p> <p>そうすると、ご意見をまとめますと、諮問書の中の「平成22年度」は取っていただくわけですが、「和光市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて」ということで、22年度の賦課限度額については、69万円ということで、先ほど事務局のほうから説明がありました現行の法定限度額69万円で決めることに異議ない方の挙手をお願いします。69万円で異議なしの方。</p>
金子会長	<p>異議なし。</p>
石川課長	<p>はい、全員でございます。全員異議なしでございますので、その旨市長に答申をしたいと思えます。</p> <p>今回の答申につきましては、会長、副会長におまかせをいただきたいと思えます。</p> <p>趣旨としては、以上のような形で答申をしたいと思えます。そのほか事務局からございますか。</p>
鈴木（正）委員	<p>特にございませぬ。</p>
石川課長	<p>22年度の予算の諮問予定はいつですか。</p> <p>2月4日を予定しております。時間は1時半からということになります。</p> <p>1月28日につきましては、この審議が決定されましたので、ありません。次回は2月4日ということで、国保税の補正予算と当初予算の諮問となるかと思えます。</p>
金子会長	<p>それでは、事務局のほうから、次回は21年度の補正予算、22年度予算につきまして、2月4日、1時30分からでございますので、委員の皆さんにはご都合つけてご出席をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。</p> <p>そのほか何かございますか。</p> <p>ないようですので、長時間の間、大変ご協議ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第3回国民健康保険運営協議会を閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>

議事録署名人

_____印

_____印